人に優しく、災害に強い、社協の総合力とネットワークを 活かした福祉のコミュニティづくりを進めます

平成29年度事業計画

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

平成29年度 事 業 計 画

一 目 次 一

第 1		社協	をめ	(*	る:	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第 2		重点	目標		•		•	•		•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第3		総務	部	•	•		•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•		•	4
第 4		生活	支援	部			•	-	•	•		•	•	•						•	•	•	•		•		•	6
第 5		セー	フテ	イ・	ネ	ツ	۲	部		•		•		•					•	•		•		•	•		•	8
第6		福祉	ボラ	ン・	쿳	1	ア	セ	ン	タ	_								•	•	•	•	•		•	•	•	11
第7		介護	保険	事	業i	部		-		•				•	-	-			•	•	-	-	•				•	14
第8		児童	館事	業	部		•	-	•	•		•		•						•	•	•	•		•		•	17
第9		京都	市長	寿	す	٦	ゃ	か	セ	ン	タ	_			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	19
第 1	0	社会	福祉	研	修	•	介	護	実	習	普	及	セ	ン	タ	_				•		•	•				•	23
第 1	1	ひと	・ま	ち	交:	流	館	京	[者	ß																		26

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

平成29年度 事 業 計 画

第1 社協をめぐる状況

人口減少社会を迎え、孤立や貧困の問題の深刻化と災害の増加を背景に、平成29年度は、介護保険制度が改正され、これまでの専門職による全国一律のサービスから、非専門職やボランティア等の様々な担い手による地域の助け合い活動を加えたサービスを創出する総合事業が実施されるとともに、社会福祉法人による地域における公益的な取組を責務とし、公益性を確保するための制度改革が具体化される等、社会福祉制度や施策が大きく変化する年と言えます。

さらに、国は、平成30年度を目途に更なる社会福祉法の改正を計画しており「住民に身近な圏域での我が事・丸ごと」を掲げ、住民が住んでいて良かったと思える地域づくりを主体的に考え、積極的に取組に参加し、課題の解決に向けて活動する基盤づくりに向けて働きかけながら、既存の制度ごとの施策では対応が困難な複合的な課題等を把握し、受け止め、解決に取り組む、地域の力と公的支援が協働する体制づくりをめざしています。

このような取り巻く状況の変化に的確に対応することを念頭に、平成28年度は、介護保険制度における総合事業の実施に向けて、「市お助け隊」の全市展開に向けてモデル実施するとともに、京都市から「地域支え合い活動創出事業」や「支え合い活動入門講座」を受託し、新たな生活支援サービスの創出と担い手の養成に取り組み、さらには、「地域の絆づくりモデル事業」の実施や「健康すこやか学級事業」の充実に向けた見直しに着手いたしました。

また、京都市社会福祉施設連絡協議会(施連協)との連携のもと地域公益活動を支援するしくみづくりに努めるとともに、「地域あんしん支援員設置事業」の全区展開に向けて、制度の狭間や支援拒否への寄り添い支援等のセーフティネットの充実や災害ボランティアセンター事業の見直しに取り組むとともに、改正社会福祉法を踏まえた組織運営におけるガバナンスの強化等の基盤整備に努めました。

平成29年度は、これらの実績を基盤として、ちょっとした困り事に対応するため、区社協による「ちょいボラ隊」を新設するとともに、学区社協による「地域の絆づくり」を継続し、福祉活動を通じて寄せられる相談に、出来ることから出来る範囲で対応いただく「ちょいボラ」の普及に努める等、新しい助け合いを着実に推進して参ります。

また、介護サービスの向上や認知症対策等の各種事業の拡充を図るとともに、関係機関や施設、団体等との連携、協働をさらに促進し、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」として新たな生活支援サービスを創出して参ります。

さらに、全区に配置する「地域あんしん支援員」や「日常生活自立支援事業」等によるセーフティネットの充実と災害対策に努めるとともに、社会福祉法人としての責務を果たし、市民の信頼と公益的な使命に応えられるよう「総合力」と「ネットワーク」を最大限に発揮して参ります。

第2 重点目標

本会は、市・区・学区社協の三層の連携と、民生委員をはじめ関係機関・団体との協働のもと「人に優しく、災害に強い、社協の総合力とネットワークを活かした福祉のコミュニティづくり」を目指して、以下の重点目標を推進します。

(1) 新しい助け合い活動と生活支援サービスの取組を推進します。

介護保険制度における総合事業として、要支援者等の生活支援ニーズに対応する「市お助け隊」を拡充するとともに、ちょっとした困りごとに応える「区ちょいボラ隊」を設置し、地域の絆づくり事業の実績をもとに学区社協による「ちょいボラ」の普及を図る等、新しい助け合い活動の促進に努めます。また、「地域支え合い活動創出コーディネーター」による地域ニーズや資源の把握等に取り組むとともに、生活支援サービスの創出に努めます。

(2) 地域公益取組の推進とサービスの向上に取り組みます。

制度の動向を踏まえた事業の充実に計画的に取り組むとともに、若年性認知症対策等の地域における公益的な取組を積極的に推進し、京都市社会福祉施設連絡協議会等との連携のもと、社会福祉法人による地域公益活動を促進するしくみづくりを進めます。また、多様化する介護ニーズに対応するため、老人デイサービスセンターにおいて短時間型デイサービスを実施するとともに、小規模多機能型施設を中心とした施設を整備する等、より質の高いサービスの提供を目指します。

(3) セーフティネットと災害支援の充実に積極的に取り組みます。

「地域あんしん支援員」を全区に配置し、関係機関等との連携のもと制度の狭間や支援拒否、生活困窮者への寄り添い支援を拡充するとともに、日常生活自立支援事業や法人後見事業等の権利擁護の取組を確実に推進し、セーフティネットの一層の充実を図ります。また、増加する災害に備えて、災害ボランティアの拡大に努めるとともに、災害ボランティアセンターの機能強化に積極的に取り組み、災害時における地域ぐるみの支援の促進と福祉避難所の充実に努めます。

(4) 事業遂行のための基盤強化

高い公益性を有する社会福祉法人であることに照らして、組織のガバナンスの強化と財務 規律の徹底を図るとともに、利用料や補助金、委託料の確保と、予算の効果的、効率的な執 行に努めます。また、専門性への要求の高まりを踏まえて、職員の処遇条件を向上させる等、 有用な人材の確保に積極的に取り組みます。さらには、人事考課制度の運用を柱に、職種間 の人事交流や資格取得支援等、将来を見据えた人材育成を着実に推進します。

第3 総務部

1 重点課題

(1) 公益性を担保する法人運営

社会福祉法人制度改革を踏まえて、組織のガバナンス強化と財務規律の徹底を図るとともに、 情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めます。

(2) 持続可能な財政運営

基金や積立金等の安定的な運用と利用料や補助金、委託料の確保に努めるとともに、予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減に努め、持続可能な財政運営を進めます。

(3) 戦略的・総合的な人事・労務管理

職員処遇の改善と人事考課の充実、人事交流等により、市民目線と公益的使命を有した人材の確保、育成を図るとともに、管理職のマネジメント力の向上を進めます。

2 事業概要

(1) 自律的・効率的な組織運営

- ア 正副会長会議の開催
- イ 理事会・評議員会の開催
- ウ 監事会の開催
- エ 会計監査人の設置 【新規】
- オ 予算対策委員会の開催
- カ 部長会の開催

(2) 会員、関係機関等との連携

- ア 京都市社会福祉大会の開催(京都市との共催)
- イ 新春福祉のつどいの開催
- ウ 社会福祉活動功労者の顕彰
- エ 会員入会の促進、会員との連携
- オ 福祉の絆づくり基金の造成と「福祉の絆づくり事業」の実施 【充実】
- カ 全社協、指定都市社協、京都府社協との連携
- キ 京都市民生児童委員連盟との連携
- ク 全国民生委員互助共励事業に関する事務
- ケ 社会福祉士現場実習の事前学習会の開催

(3) 法令遵守の推進

- ア 内部監査の実施
- イ 情報公開に関する事務
- ウ 個人情報保護に関する事務
- エ 苦情解決に関する事務
- オ 公益通報に関する事務

- カ 情報管理に関する事務
- キ 危機管理に関する事務
- ク 法令遵守審査会の開催
- ケ 苦情解決第三者委員会の開催

(4) 広報の充実

- ア 広報紙「福祉のまちづくり」の発行
- イ 市区社協共同広報紙の発行
- ウ ホームページからの情報発信
- エ フリーペーパー・モバイルサイトなど多様なメディアの活用
- オ 市社協広報サポーターの活用

(5) 安定的・効果的な財務運営

- ア 財務規律の徹底
- イ 経理事務の効率化
- ウ 人件費の管理
- エ 補助金・委託料の効果的な執行
- オ 積立金の充足
- カ 安全な資産運用
- キ 広報媒体への広告掲載

(6) 戦略的・総合的な人事管理

- ア 採用事務の早期実施とインターネット広報媒体を活用した募集活動
- イ 多様な人材の登用(職種間転任、管理職の採用)
- ウ 所属長ヒアリングの実施
- エ 人事考課の充実
- オ 組織を担う職員を養成するための階層別研修の実施、組織運営研修の実施
- カ 相談援助技術を高めるための課題別研修の実施、福祉事務所との合同研修の実施
- キ 社会福祉に関する資格取得の支援
- ク メンタルヘルス対策の充実(相談医の配置、職場復帰プログラムの活用)
- ケ 次世代育成にかかる一般事業主行動計画の推進
- コ きょうと福祉人材育成認証制度の取組

第4 生活支援部

1 重点課題

(1) 新しい助け合い活動の推進

電球交換等の「ちょっとした困りごと」に対応する区社協による「区ちょいボラ隊」の具体化を支援し、さらには「学区ちょいボラ」の充実を支援することで、新しい助け合い活動の取組の推進を支援します。

平成28年1月から市モデル事業として中京区・東山区で実施した「お助け隊」を、平成29年4月から始まる「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」)の「支え合い型ヘルプサービス」に移行させて、2区以外にも対象エリアを段階的に広げます。

(2) 健康すこやか学級と地域の絆づくり事業の推進

「健康すこやか学級事業」は介護保険制度の介護予防事業として、214学区で実施され、延べ12万6千人の利用がある中、総合事業における一般介護予防事業として今後も維持継続していくため、広報の充実、新規利用者の受入れ等の新たな取組みと、より明瞭な事業運営の推進を支援します。また、「地域の絆づくり事業」の充実に向けて、見守り活動、居場所づくりをはじめ、とくに相談事業の拡充により、区・学区での重層的なちょいボラ等の推進を図ります。

(3) 地域支え合い活動創出事業の推進

各区社協に配置したコーディネーターが、高齢者の居場所や訪問型サービス等の情報交換会を通じて関係者のネットワーク化を図るとともに、地域資源の把握やリスト化を進めます。また、新たな取組として、地域支え合い活動入門講座を開催による新たな担い手の養成や、地域支え合い活動調整会議等での具体的なサービス創出に向けた企画や支援、さらには社会福祉施設等の地域公益取組と連動した居場所づくり等にも取り組んでいけるよう統括的に支援します。

2 事業概要

(1) 委員会の運営

ア 生活支援委員会の開催

(2) 区社協事業に係る会議・連絡調整

- ア 区社協事務局長会議の開催
- イ 担当者会議の開催

(3) 地域支え合い活動創出事業の推進

- ア 居場所や訪問型サービス等の情報交換会の開催
- イ 地域資源の把握、リスト化
- ウ 地域支え合い活動入門講座の開催等による担い手の養成、活動支援 【充実】
- エ 生活支援サービス創出の企画・支援 【充実】
- オ 地域支え合い活動調整会議の開催

(4) 支え合い型ヘルプサービス「市お助け隊」の実施

ア 担い手及び利用者の確保による円滑な運営

- イ 連絡会議・研修の開催
- ウ 地域包括支援センター等の連携

(5) 新しい助け合い活動の支援

ア「区ちょいボラ隊」の支援 **【新規】** イ「学区ちょいボラ」充実の支援 **【充実】**

(6) 学区社協の活動支援(区社協との連携)

- ア 地域の絆づくり事業の推進支援
- イ 健康すこやか学級の推進支援 【充実】
- ウ 学区社協台帳の更新
- エ 福祉施設と連携した取組の推進支援
- オ 地域福祉・ボランティア活動カレッジの開催

(7) 関係機関、団体、施設とのネットワークの強化

- ア 民生委員との共同研修(地域福祉推進セミナー)の開催
- イ 区地域福祉推進委員会の運営の推進
- ウ 区地域福祉推進委員会の場を活用した地域協議会の設置の推進
- エ 福祉施設等との連携による「地域における公益的な取組」の推進
- オ 高齢者見守り活動企業連携事業の推進

(8)広報活動

ア 広報紙発行の調整[総務部共管]

第5 セーフティネット部

1 重点課題

(1) 地域あんしん支援員設置事業の推進

ごみ屋敷や引きこもりなど社会的孤立の状態にあり、必要な支援に結びついていない人、支援を拒否する人に寄り添い、福祉事務所等の関係機関や地域との連携のもと必要な支援に結びつけることを目的とした本事業は、平成26年度の試行開始以来、年々実施区を増やし、87ケースを支援、58ケースに何らかの改善が見られ、24ケースが課題を解決し支援を終結する(平成29年2月末現在)など、大きな成果をあげています。

平成29年度東山区、南区への地域あんしん支援員の配置により全区において実施体制が整い、支援ニーズの多い伏見区にはさらに1名が加配されることとなりました。そこで、支援会議を軸とした進行管理の充実と効率化を進め、関係機関との連携を一層強化します。3年間の支援経験を蓄積し、事例集として共有するとともに、寄り添いにより支援を必要とする人と信頼関係を構築し、制度利用のみならずボランタリーな支援や地域の見守りにつなげる等、支援の一層の充実を図ります。

(2) チャレンジ就労体験事業の推進

生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労体験を通じて社会生活を含めた自立を支援する本事業では、平成28年度は158名(平成29年2月末現在)の体験者を受け入れ、体験修了者の約8割に生活改善が認められる等、着実な成果をあげています。また、その4分の3が丁寧な支援を要する精神障害者をはじめとした障害を抱える人であり、就労や困窮だけでない多様な課題を持つ対象者に、体験受入れ事業所との連携で支援的に関わる本事業は、支援機関からも「欠かせない施策」として高い評価を受けています。

平成29年度は、中小企業家同友会等民間の就労支援活動との連携による体験先や体験終了後のフォローアップ等事業の充実をめざします。また、体験先の拡充を進め、体験先交流会実施等をはじめ体験先に対する助言・支援に努め、「社会貢献」としての体験受入れの一層の充実を目指します。

(3) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の推進

専門員の増員及び生活支援員の養成及び研修の充実により、体制を質量ともに強化し、福祉事務所等の関係機関とも連携して、待機者の削減および支援が困難なケースへの適切な対応に努めます。

(4) 生活福祉資金貸付事業の推進

償還促進方針に基づき、償還状況に応じた、きめ細やかな指導と相談支援を行うことにより、 償還率が、平成23年度から5年間で10ポイント以上上昇(平成23年度:63.8%、平成27年 度:74.1%)しました。引き続き自立相談支援機関 や福祉事務所との協働及び民生委員等と の連携を図る中で、貸付から償還の各段階における適切な事業運営を行います。

(5) 住居確保給付金支給事業の推進

生活困窮者自立支援法の必須事業として、生活福祉資金貸付事業と一体的に実施することにより、離職による住宅喪失、またはその恐れのある生活困窮者の支援を行います。

2 事業概要

(1) 委員会の運営

- ア 生活支援委員会の開催
- イ 障害福祉委員会の開催

(2) 区社協への支援、連絡調整

- ア 区社協事務局長会議の開催
- イ 担当者会議の開催

(3) 地域あんしん支援員設置事業の推進 【充実】

- ア事例集の更新【新規】
- イ 支援会議を軸とした効果的・効率的な進行管理
- ウ 区社協への助言・指導
- エ 地域あんしん支援員の研修
- オ 関係機関・団体との連携

(4) チャレンジ就労体験事業の推進

- ア 中小企業家同友会等の民間の就労支援活動との連携 【新規】
- イ 就労体験先の充実 【充実】
- ウ 体験先交流会実施等による体験受入先への助言・支援 【充実】
- エ 体験終了後の支援対象者の社会的孤立防止に向けた取組の強化
- オ 福祉事務所、自立相談支援機関との協働の推進
- カ 事業協力者(区社協)、市社協運営施設受入担当者等関係職員への研修実施

(5) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の推進

- ア 生活支援員養成研修(年2回)、生活支援員現任研修(年2回)、専門員研修の実施
- イ 契約締結審査会の開催(月1回)
- ウ 福祉事務所、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等、関係機関・団体 との連携(福祉事務所等においては待機者管理も含めた協働の推進)
- エ 運営適正化委員会、運営監視合議体との連携。実地調査(運営適正化委員会委員同行による調査)の実施
- オ 広報・啓発活動の推進
- カ 区社協への支援(顧問弁護士による法的助言含む)
- キ 月報処理システムの充実による効率的事務管理

(6) 生活福祉資金貸付事業の推進

- ア 償還促進方針に基づく償還促進と相談支援の充実
- イ 福祉事務所・自立相談支援機関との協働の推進
- ウ 民生委員、ハローワーク等との連携強化
- エ 担当者研修の実施

(7) 住居確保給付金支給事業の推進

- ア 福祉事務所、自立相談支援機関、ハローワーク等との協働の推進
- イ 担当者研修の実施

(8) 研修・広報の推進

ア 広報紙発行の調整 [総務部共管]

(9) 関係機関・団体との連携

- ア 福祉事務所・区社協懇談会の開催
- イ 京都市障害者自立支援協議会への参画

第6 福祉ボランティアセンター

1 重点課題

(1) ライフステージ(世代)に応じた取組の展開

対象とする世代を明確にして、それぞれに福祉への関わりをつくる取組を充実させます。

【少年期】

小中学生等への福祉教育の取組が効果的に進められるよう、「福祉教育事例集」の市内小中学校への配布をはじめ、教育委員会及び障害者団体や社会福祉施設等と連携し支援していきます。

【青年期】

5大学ボランティアセンターとの連携を基盤に、他の大学とも協議・検討を進め学生ボランティアの拡大に向けた取組を進めます。

【壮年期】

中小企業家同友会をはじめとした企業とのボランティア活動や社会貢献の振興に係る協議、検討を進めます。

【老年期】

介護保険制度の改正を踏まえ、生活支援の担い手養成や社協の「新しい助け合い活動」 等への適切なつなぎを行います。

(2) ボランティア活動の実態把握と情報発信の強化

ボランティアの活動先である施設、団体の現状とニーズをしっかり把握し、受入先の開拓を進めるとともに、受入に向けての啓発や研修を行いボランティア活動の裾野を拡げていきます。また、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用し、世代に応じた情報発信を行います。

(3) 災害ボランティアセンターの充実

災害時に的確に対応できるよう5大学ボランティアセンターとの「災害に係るパートナーシップ 宣言」を踏まえた人材養成・確保を進めるとともに、さらに効果的な災害ボランティアセンター運 営について検討と備えの具体化を図り、研修や訓練の実施等、さらに実践的な災害ボランティ アセンターの充実を図ります。

2 事業概要

(1) 区ボランティアセンターとの連携・協働

- ア「区ボランティアセンター運営事業」の区社協委託と進捗管理
- イ 区ボランティアセンターとの連携・協働による相談対応、事業の企画実施
- ウ 業務担当者会議の開催

(2) 情報収集・発信

- ア ホームページからの情報発信
- イ フェイスブック、ツイッター等、SNSを利用した情報発信 【新規】
- ウ メールマガジンの発行(「ボランティア京都(週刊)」、「助成金情報」)
- エ 団体・活動情報サーチシステムの管理運営

オ 月刊誌「ボランティアーズ京都」の発行

(3) 研修 人材養成

- ア ボランティア講座の開催
- イ 地域福祉・ボランティア活動カレッジの開催 〔生活支援部共管〕
- ウ ボランティアコーディネーター研修の開催
- エ ボランティア活動サポート講座の開催 【新規】
- オ 聴覚障害のある学生の情報保障支援講座の開催

(4) 福祉教育・ボランティア学習

- ア 学校や地域における福祉教育・ボランティア学習支援
- イ 福祉・ボランティアに関連する現場実習等の支援
- ウ 市内小・中学校へ福祉教育事例集の配布 【新規】

(5) 災害ボランティア活動

- ア 災害ボランティア講座の開催
- イ 災害ボランティアセンターサポーターの登録・育成
- ウ 災害時の協力に関する企業・大学等との連携
- エ 区防災訓練における区災害ボランティアセンターの啓発 [区社協共催]
- オ 災害時要配慮者支援に関する研修、訓練、情報提供等の実施

(6) 京都市災害ボランティアセンターの共同運営

- ア 役員会の開催、運営会議の開催
- イ 研修、訓練、情報提供等の関連事業の実施
- ウ 市・区災害ボランティアセンターの環境整備
- エ 他都市災害ボランティアセンター等との連携

(7) 協働・連携・ネットワーク

- ア「福祉ボランティア・社協フェスタ」の開催
- イ 大学及び大学ボランティアセンターとの連携 【充実】
- ウ 企業・団体等の社会貢献活動との連携
- エ 福祉ボランティア関係団体等との連携・協力
- オ 京都ボランティア協会との連携

(8) 相談・コーディネート

ア ボランティア活動に関する相談 ※知恵シルバーセンターの利用受付含む

(9) 活動促進・サポート

- ア センター施設・設備・備品の貸出
- イ 福祉の保険(ボランティア保険、行事保険等)の紹介・取次
- ウ 助成・表彰に関する支援(情報提供、推薦等)
- エ 広報・情報発信に関する支援(情報発信シートの活用等)

(10) 調査・研究

- ア 利用登録団体のセンター利用実態調査による活動動向の把握
- イ 京都市内の福祉施設・事業所等のボランティア受入に関する調査 【新規】
- ウ 障害のある児童等を支える担い手づくりの検討 【新規】

(11) センターの運営・管理

- ア 京都市福祉ボランティアセンター運営委員会の開催
- イ 利用登録団体の管理
- ウ ボランティアビューローの運営管理
- エ パソコンコーナーの運営管理(パソコンボランティアネットワーク連絡会との連携)

第7 介護保険事業部

1 重点課題

(1) 総合事業への対応

多様化する介護ニーズに対応するため、平成29年度から総合事業の枠組が変わります。本会デイサービスセンターでは、短時間型デイサービスを実施し、より丁寧に個別ニーズに応えていきます。また、要支援者等の生活支援ニーズに対応する「市お助け隊」とも連携し、新しい助け合い活動にも積極的に協働します。

(2) 介護保険制度改正を見据えた検討、準備

平成30年度の介護保険制度改正では、持続可能な制度に向けて、報酬改定による減収や、利用者負担の増加が見込まれます。また、中重度者や認知症の利用者が主体となり、軽度者は地域主体での支援に変更していきます。このような状況を踏まえつつ、重度化対応と認知症利用者対応を軸に、適切な加算を算定し、軽度者の個別ニーズにできるだけ応え、将来にわたり安定した事業の運営を図ります。また、安心安全で質の高いサービスが提供できるように人事考課制度を活用し、職員の就労意欲を高めるとともに、優秀な人材を育成し、公平な処遇体系の構築に取り組みます

(3) 新規事業の展望

地域と共に活動を拡げられる拠点として、小規模多機能型居宅介護や、グループホーム等の新規事業を準備します。

(4) 地域公益取組の推進

地域ニーズに基づいた地域における公益的な取組を推進するとともに、取組が効果的に機能するよう区社協、学区社協、法人内の関連部署、関係機関・団体等との連携強化を図ります。 また、法人内に設置される特別チームとも連携し、居場所づくりや助け合い活動、施設における学区社協の活動拠点の確保等、地域に根差した運営を図ります。

2 事業概要

(1) 介護保険事業の基盤強化

- ア 介護保険事業委員会の開催
- イ デイサービスの稼働率および長時間(7~9時間)利用率の向上
- ウ ケアプランセンターの事業所加算取得による業績向上
- エ 地域包括支援センターの相談機能および地域支援機能の充実
- オ ショートステイの稼働率の向上および相談機能の充実
- カ 人事考課制度(業績・勤務成績)にもとづく処遇体系の確立
- キ 勤怠管理システムの導入による労務管理、業務省力化の推進
- ク 設備老朽化に備えた備品購入・修繕計画の確立
- ケ 事故防止と適正な対応に向けたリスクマネジメントへの取組
- コ 区・学区社協・法人内事業所等、関係機関との更なる連携強化
- サ 施設における学区社協の活動拠点の確立

- シ 福祉避難所の運営計画の確立
- ス 小規模多機能型居宅介護・グループホーム等新規事業の展開
- セ 介護保険制度改正を踏まえた事業展開への検討 【新規】

(2) 老人デイサービスセンター事業(17事業所)

- ア 施設長会議・生活相談員会議・ケアワーカー会議の開催(定例)
- イ 看護師・調理員会議の開催(随時)
- ウ 稼働率・長時間利用割合向上に向けた目標設定の実施
- エ 地域包括、ケアマネジャー、利用者・家族に対するニーズ調査の実施
- オ 中重度加算の算定促進 【充実】
- カ 短時間型デイサービスの実施(6事業所) 【新規】

(3) ケアプランセンター事業(11事業所)

- ア 特定事業所加算算定に向けた体制強化
- イ 介護支援専門員会議の開催(定例)
- ウ 相談機能の充実や広報活動による業績向上に向けた取組

(4) 地域包括支援センター事業(5事業所)

- ア センター長会議・担当者会議の開催(定例)
- イ 地域包括ケアシステム推進の中核的機能の構築
- ウ 区社協などと連携した「見守り」活動や相談体制の構築
- エ 地域ケア会議の充実
- オ「新しい助け合い活動」への協力
- カ 地域あんしん支援員とのネットワーク構築
- キ 総合事業への対応 【新規】

(5) 老人短期入所事業(1事業所)

- ア 地域包括ケアシステム推進の補完的機能の構築
- イ 長寿すこやかセンターとの相談機能の連携強化
- ウ 京都市老人福祉協議会との連携強化
- エ 学区社協等地域の活動拠点の推進

(6) 地域公益取組の推進

- ア チャレンジ就労体験事業の利用者受入
- イ 地域活動の拠点としての地域貢献の推進

(7) 職員研修の強化

- ア 法人内関連部署との連携及び関係団体による職員研修の開催
- イ 介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格取得支援
- ウ 交通安全研修の充実・リスクマネジメント研修の実施
- エ 虐待防止研修、倫理研修の実施

(8) 関係団体・組織との連携、協力

ア 京都市老人福祉施設協議会や京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター 連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、京都府介護支援専門員会、京 都府介護福祉士会、京都社会福祉士会等との連携強化

(9)	社会福祉に関連す	よりは出生羽等へ	の支援
(3)		7 公玩物大日寸 `	いノス1反

ア 大学との連携による社会福祉士相談援助実習の受入れ

第8 児童館事業部

1 重点課題

(1) 質の高い学童クラブ事業の運営

学童クラブ事業については、異年齢集団の特性を活かしたクラス運営を行うことにより、一人 ひとりの子どもに対して、きめ細やかな質の高いサービスを確保します。

(2) 地域の子育て支援と地域公益取組の推進

地域の保育園等、子育て支援に関わる機関や、学区社協、民生児童委員会等地域団体等 との連携・協力のもと、小学校通学区域の子育てネットワークの充実を図り、市からの委託事業 である基幹ステーション事業を通じて、地域の子育て支援を積極的に推進します。

また、市社協として、総合力やネットワークを活かして、就労体験事業の受入れや、生活困窮世帯の児童の支援、また、NPO法人京都子育てネットワークと協働で、『親子の居場所づくり相談室』による子育てサロン・サークルの支援を行う等、地域公益取組を積極的に進めます。

(3) 業務の標準化と人材育成

報告・連絡・相談の徹底を図り、マニュアルを作成する等、事務処理の効率化を進めるとともに、グループ制を最大限に活用し、館長の管理能力の向上を図ります。また、人事考課制度を充実させ、研修を充実を図り、将来を担う人材を育成し、質の高いサービスを確保します。

2 事業概要

(1) 児童館の運営(34館)

ア グループ制による34館の運営

- イ 館長会議の開催
- ウ 人事考課の実施
- エ 第三者評価の受診
- オ 職員研修の実施(新任館長、新任職員、事業・事務に係る研修)【充実】
- カ 業務の標準化と自律的な児童館運営の推進 【新規】

(2) 児童館・学童クラブ事業の実施

- ア 学童クラブ事業の実施(34館)
- イ 地域子育て支援ステーション事業における基幹ステーションの受託(34館)【充実】
- ウ 中高生と赤ちゃんの交流事業の実施(12 館)
- エ 京都市ファミリーサポートセンター支部の事業受託(6館)
- オ 親子の居場所づくり相談室の運営 【充実】
- カ 子育てサロン・サークル活動への支援 【充実】
- キ 多世代交流・地域交流活動の推進
- ク ボランティア活動の推進
- ケ 運営協力会の設置の推進及び地域との連携の強化

(3) 地域公益取組の推進

- ア チャレンジ就労体験事業の児童館での受入
- イ 地域の居場所への支援や活動拠点等の提供
- ウ 生活困窮世帯の児童の支援

第9 長寿すこやかセンター

1 重点課題

(1) 認知症になっても安心できる地域づくり

認知症高齢者とは異なる課題を抱えた若年性認知症の人に対する支援を目的に、若年性認知症の人を対象とした認知症カフェ「おれんじサロンひと・まち」の充実に加え、全国に先駆け、本会が独自に養成している認知症アドバンスサポーターを若年性認知症の本人宅にボランティアを派遣する「認とも(おれんじパートナー)」に取り組みます。また、認知症に関わる専門職に対する支援を目的に、既存の「認知症ケース検討会」に加え、医学的知識を学ぶ「認知症研修(仮称)」を開催します。

(2) 権利擁護の推進

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月)の施行を受け、京都市や家庭裁判所との連携を密に図りながら、きめ細かな相談支援の実施、広報啓発の拡充、市民後見人の養成及び活動支援等を行うとともに、法人後見事業の充実に努めます。また、年々増加する高齢者虐待事案に対応する支援として、各区役所に法的見地から助言を行う弁護士の派遣調整を行い、そこで得た事例を既存の高齢者虐待事例研究会に蓄積します。さらに、市民を対象に、安心して老後を迎えるための、いわゆる「終活」に関する連続講座を開催します。

(3) 健康長寿と生涯現役社会を目指した社会参加や社会貢献活動の支援

老人福祉センターにおいては、健康長寿を目指し地域介護予防推進センターとの連携による介護予防事業を充実させるとともに、高齢者自主活動支援をより強化し、生涯現役社会の実現を推進します。また、元気な高齢者の参加が期待される高齢者支え合い担い手養成研修を区社協と連携して開催します。さらに、知恵シルバーセンター事業と連動させた地域における社会貢献活動や、地域の活動団体等に向けたレクリエーションプログラムの情報提供及び備品提供、並びに区社協との連携による地域の高齢者の居場所づくりへの支援等に取り組み、生涯現役社会の一助となるよう事業を推進します。

2 事業概要

(1) 委員会の運営

ア 京都市長寿すこやかセンター運営委員会の開催 イ 京都市成年後見支援センター運営委員会の開催

(2)「高齢者」に関する情報の収集及び提供

ア インターネットを活用した情報の収集及び発信

- イ 広報紙「すこやかかわらばん」等の発行
- ウ 高齢者の福祉・介護・医療などに関する資料、書籍及びDVD等の収集及び貸出
- エ 新聞等の広報媒体を利用した情報の発信

(3) 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施

ア キャラバン・メイト養成研修の開催

- イ 認知症サポーター養成講座の開催
- ウ 認知症サポーターステップアップ(アドバンス)講座の開催
- エ 認知症アドバンスサポーターの活動支援(マッチングの実施・フォローアップ講座の開催)
- オ 市内認知症カフェ・サロンとの連携強化及び情報発信

(4) 若年性認知症の人とその家族に関わる支援事業の推進

ア若年性認知症の方を対象とした認知症カフェ「おれんじサロン ひと・まち」 【充実】

- イ 若年性認知症の介護家族への支援
- ウ 京都市若年性認知症支援連携プロジェクトチームとの連携強化
- エ 認とも(おれんじパートナー)の養成及び活動支援【新規】

(5) 高齢者介護等に関する相談事業の推進

- ア 認知症・介護等相談の実施(若年認知症を含む)
 - 一般相談・専門相談(医師)の実施
- イ 法律相談の実施
 - 専門相談(弁護士)の実施
- ウ成年後見相談の実施
 - 一般相談・専門相談(司法書士・社会福祉士)の実施
- エ 専門職への認知症・支援相談の実施
 - 一般相談・専門相談(医師)の実施
 - 認知症研修(仮)・認知症ケース検討会の開催【新規】
- オ 介護職メンタルサポート事業の実施 メンタルヘルス相談(医師等)の実施
- カ自助具相談の実施
 - 一般相談・専門相談(作業療法士)の実施
 - 「京 自助具館」の活動支援
- キ 認知症の人の介護家族交流会の充実
- ク ホームケアハンドブックの発行

(6) 成年後見支援センター事業の推進

- ア 成年後見支援センター運営委員会の開催
- イ 成年後見制度の利用支援
 - 成年後見制度の普及啓発(成年後見セミナーの実施等)
 - 成年後見制度に関する相談・支援
- ウ 市民後見人の養成及び活動支援
 - 市民後見人養成講座の実施
 - 市民後見人候補者名簿登録者研修の実施
 - 市民後見人の受任調整・活動支援
- エ 市長申立事務の一部実施
- オ 京都家庭裁判所との連携
- カ 専門職団体等との連携

(7) 法人後見事業の実施

- ア 法人後見審査会の開催
- イ 成年後見人等の受任及び後見業務の実施
- ウ 社会福祉施設との連携
- エ 日常生活自立支援事業との連携

- オ 京都家庭裁判所との連携
- カ 専門職団体との連携

(8) 高齢者の権利擁護の推進

ア 権利擁護に関する普及啓発の実施

連続講座「人生の終末期に向けての備え」の開催 【新規】

成年後見セミナーの開催(再掲)

- イ 権利擁護相談(高齢者110番)の実施
 - 一般相談・専門相談(弁護士等)の実施
- ウ 高齢者虐待防止事業の実施

高齢者虐待防止講演会の開催

高齢者虐待防止講座・研修の実施

高齢者虐待事例研究会の開催

「高齢者虐待防止と権利擁護の手引き」(事例集)の発行

エ 虐待対応への支援の実施

高齢者虐待事例研究会の活用による福祉事務所や高齢サポートへの支援の実施 虐待対応協議への弁護士派遣調整の実施

(9) 高齢者の社会参加事業の推進

ア 高齢者仲間づくり支援事業の実施

高齢者サークルリーダー養成講座の開催

高齢者のサークルやサロン活動に関する情報の収集・発信及び相談

イ すこやか講座の実施

すこやか講座(ひと・まち交流館京都における定例講座)

ウ 介護予防の普及啓発と担い手の育成

すこやか体操インストラクター養成講座の開催

すこやか体操インストラクターフォローアップ講座の開催

インストラクターによるすこやか体操の普及啓発活動(知恵シルバーセンター事業活用) 老人福祉センター生きいきサロン等、地域活動充実のための復習会と交流会の実施

(10) 老人福祉センター事業の推進

ア 老人福祉センターの所管業務

第1種老人福祉センター(10センター)・第2種老人福祉センター(6センター)の管理 事務・事業の見直し検討

所長会議、業務担当者会議等各種会議の運営

イ 老人福祉センター事業の推進

地域介護予防推進センターとの連携による介護予防事業の実施 【充実】

生きいきサロンボランティアとなるサポーターの養成と派遣調整 【新規】

身近で気軽な相談窓口として相談事業の実施

高齢者の社会参加・生きがい対策事業の実施

世代を超えた交流をめざした多世代交流事業の実施

生きいきサロン事業の実施(第1種老人福祉センター)

高齢者サークル、ボランティア、老人クラブなどの地域の高齢者団体の活動支援

ウ 法人内連携の推進

高齢者支え合い担い手養成研修の開催 【新規】

就労支援事業の受入

学習支援等、地域活動拠点としての社会貢献

(11) 知恵シルバーセンター事業の実施

- ア 登録団体の検索システムの充実
- イ 各受付センターとの連携と支援 各関係所属の会議での登録・活動状況の報告 受付センター業務の職員説明会開催
- ウ 登録団体の発掘に向けた啓発

第10 社会福祉研修・介護実習普及センター

1 重点課題

(1) 福祉職員の人材育成支援

福祉職場の人材確保・育成・定着を支える重要な取組である福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程は、平成29年度に4年目を迎えます。本研修が、各受講者の職場での行動変容に結びつくよう、さらに内容を充実させます。講師体制については、引き続き京都市社会福祉施設連絡協議会と連携し、質と量ともに強化します。また、受講者からの研修ニーズを踏まえて、怒りの感情のコントロールを学ぶ「アンガーマネジメント」、相手にわかりやすく伝える技術を学ぶ「プレゼンテーション」の研修を新規実施いたします。さらに、全ての研修において研修終了一定期間後の効果測定を行い、「成果の見える化」について検討を重ね、研修内容への反映・充実、受講者増を図ります。そして、研修情報を収集・発信する京・福祉の研修情報ネットの活用を促進し、市内施設の人材育成を引き続き支援します。

(2) 認知症介護実践研修及び介護技術研修等による介護人材育成支援

認知症介護実践研修(実践者・実践リーダー)については、国において平成28年度に改訂された新カリキュラムのシラバスに基づき、講義・演習内容の見直し、再編により内容の充実を図り、基礎研修、実践オ研修、実践リーダー研修とステップアップ研修としての連続性を持たせます。受講ニーズに対応して、認知症介護基礎研修については、年1回の開催から年2回に、認知症介護実践者研修については、3・4回の募集から受講定員を1回60名から70名に増やすことにより充実を図ります。さらに、介護職員に対する腰痛予防や福祉用具を活用した介護技術の普及を図るため、施設現場のリーダー層を対象とした研修を企画実施することにより、介護人材の定着育成をすすめます。あわせて、市民の方に介護の知識や福祉用具を活用した介護技術に関する講座を定期的に開催します。

(3) 社会福祉法人の地域公益取組の支援

京都市が主催する地域協議会において明らかになった地域の福祉課題や福祉ニーズ等について、京都市社会福祉施設連絡協議会を通じて発信していきます。また、施連協地域公益活動推進委員会を中心として、各種別における地域公益取組の支援、推進を図ります。特に、地域の居場所づくりを支援する地域公益取組を、施設スペースの提供、専門的、技術的支援等により本会各部署及び区社協と連携して進めます。

2 事業概要

(1) 諸会議の運営

ア 社会福祉研修・介護実習普及センター事業委員会の開催

イ 福祉用具展示コーナー運営委員会の開催

(2) 京・福祉の研修情報ネット事業

ア ホームページの運営

イ 研修主催者団体、利用者の拡大に向けた普及・促進

(3) 社会福祉研修事業

ア 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程

初任者コース

中堅職員コース

チームリーダーコース

管理職員コース

イ 福祉職員人権研修の実施

福祉職員人権研修 新任・中堅職員編/指導的・管理的職員編

ウ 専門課題別研修(援助技術系)の実施

社会福祉援助入門講座

利用者の声を聴く

アセスメント・プランニング

ケース記録の基礎と展開

ケースカンファレンス

アサーション

スーパービジョン入門講座

エ 専門課題別研修(組織運営系)の実施

はじめての広報紙づくり (京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

リスクマネジメント 一般職員編/担当職員編

対人援助職のためのコーチング活用講座

問題解決のための思考法

職場内研修担当職員研修(京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

社会福祉実習担当職員研修(京都児童福祉施設実習教育連絡協議会と共催)ファシリテーション

OITリーダー育成研修

(京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

福祉職員のためのアンガーマネジメント講座 【新規】

プレゼンテーション研修 【新規】(京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

オ その他の研修の実施

施設長等管理者セミナー(京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

地域協働のためのセミナー(京都市社会福祉施設連絡協議会から受託)

京都市新規採用職員研修(京都市人事課から受託)

京都市地域子育て支援ステーション事業指定施設職員研修

(京都市児童家庭課から受託)

介護支援専門員実務研修受講試験のための受験対策講座

(京都府社会福祉協議会・京都社会福祉士会と共催)

- カ キャリアパス生涯研修過程指導者連絡会議の開催
- オ 社会福祉研修センター各種会議への出席

(4) 介護実習・普及センター事業

ア 市民講座の開催

介護基礎講座

介護体験講座

やさしい介護講座 【充実】

イ 公開セミナーの開催

いきいきライフセミナー

ウ 専門職研修の開催

介護研修(初級)

介護研修(中級) 介護研修(上級) 介護スキルアップ研修

- エ 福祉用具展示事業 福祉用具展示コーナーの運営 福祉用具シミュレーション事業 介護・福祉用具の相談・情報提供 福祉用具検索ホームページの運営
- オ 介護研修指導者連絡会議の開催
- カ 介護実習・普及センター各種連絡会議への出席

(5) 認知症介護実践研修

- ア 認知症介護実践者研修 【充実】
- イ 認知症介護実践リーダー研修
- ウ認知症介護基礎研修
- エ 認知症介護実践研修指導者連絡会議の開催
- オ 認知症介護指導者養成研修への派遣調整

(6) 京都市社会福祉施設連絡協議会の事務局運営

- ア 正副会長会議・代表者会議・地域公益活動推進委員会・研修委員会等の開催
- イ 社会福祉予算対策活動の推進
- ウ 社会福祉研修の実施(委託:社会福祉研修・介護実習普及センター)
- エ 関係機関との連携(ネットワーク会議への委員派遣・協力)
- オ 各種別協議会の地域公益取組の推進支援 【充実】
- カ 社会福祉法人制度改正への対応支援 【充実】

第11 ひと・まち交流館京都管理部

1 重点課題

(1) 市民の立場にたった管理運営の推進

ひと・まち交流館京都は、開設後14年を迎え、これまで市民の方々による福祉やボランティア、まちづくり等の公益的な活動を推進するための会議、情報交換、研修とともに、高齢者や子育て、障害のある方々の交流の場として利用されてきました。今後も市民の皆様が気持ちよく利用いただけるように、引続き市民の立場にたった管理運営を行っていきます。

(2) 市民が安全に利用できるよう危機管理を強化

京都市では、平成29年2月にひと・まち交流館京都に近接する暴力団事務所の使用差し止めの仮処分の申し立てを行い、交流館においては利用者の方々が安心して利用できるよう、一部通路の通行を閉鎖しました。今後も災害時での拠点としての備えとともに、交流館を利用される市民の方々が安心して利用いただけるよう、関係機関と連携して危機管理を強化していきます。さらに、豪雨に伴う館内への浸水対策として、正面出入口前にて排水溝の設置等に取組みましたが、今後も必要な対策を推進していきます。

(3) 環境負荷軽減の持続可能な取組推進

本会では、環境負荷の軽減の取組を進めるため、平成19年度より環境負荷の管理・低減規格であるKESステップ1を認証取得し、平成24年度からはさらなる軽減を図るためにステップ2を取得し取組みを強化するとともに、館内の各センター・団体の協力を得て交流館全体としても環境負荷の軽減に努めています。今後も環境に対する職員の意識向上をより図るとともに、持続可能な取組として推進していきます。

(4) 桂坂野鳥遊園の管理運営・保全の充実

桂坂野鳥遊園は、平成12年7月より児童厚生施設として管理運営を開始し、子ども達の健全育成を図るための取組を推進してきており、平成23年度からはNPO法人和の学校に管理運営を委託し、豊かな自然環境を活かした種々の児童育成の取組を行っています。今後も、より多くの児童に利用されるよう和の学校や地域との連携を強化するとともに、必要な施設の整備・保全を図ります。

2 事業概要

(1) 部会及び委員会の開催

ア 共同管理委員会の開催 イ 共同防火・防災管理に関する会議の開催

(2) 会議室・付属設備等の貸出及び管理運営

- ア 会議室貸出予約抽選会の実施
- イ 4センターの設置条例に基づく会議室貸出・相談の実施
- ウ 会議室・付属設備・駐車場使用料の公金収納受託事務の実施
- エ 会議室予約状況のホームページへの掲載及び利用状況に関する統計資料の作成

- オ 会議室利用状況の管理及び利用マナー向上のための啓発
- カ 駐車場利用者の使用料減免相談の実施

(3) 交流館の設備保守管理・警備・清掃の実施

- ア 設備の保守点検・部品交換・修繕の実施
- イ 防災・防犯対策としての警備の実施
- ウ 館内・外の清掃の実施
- エ 休館日における館内定期清掃及び設備定期点検の実施

(4) 災害対策の推進

- ア 災害時における交流館内の体制及び各センター・団体の役割分担の明確化
- イ 地域と連携した災害時活動の推進
- ウ 火災・水害対策訓練の実施
- エ 下京消防署との連携

(5) 利用の安全を図る取組の推進

- ア 警察及び関係行政機関と連携した危機管理の促進
- イ 市民の安全な利用のための取組の推進
- ウ 防犯に関する啓発の推進

(6) 交流館内各センター・団体及び京都市関係課との連絡調整

- ア 情報交換及び課題・対応方策の協議
- イ 共同管理委員会の開催
- ウ IT会議の開催

(7) 環境負荷軽減の取組の強化

- ア KESステップ2における持続可能な取組の推進
- イ 環境委員会及び環境マネジメント担当者会議の開催
- ウ 交流館内各センター・団体と連携した環境負荷軽減の推進
- エ 交流館内各センター・団体による周辺の一斉清掃の実施
- オ クールスポット事業の実施

(8) 施設設備の維持

- ア 施設設備の点検
- イ 施設設備の経年劣化等に伴う予防保全

(9) 地域や区社協との連携

- ア 京都市と地域との協定に基づく会議室及びグランドの貸出事務の実施
- イ 菊浜避難所運営訓練等、地域各種事業への参加
- ウ 地域における古紙回収事業への協力
- エ 区社協との連携した利用促進
- オ 福祉ボランティア・社協フェスタに伴う地域との連絡調整

(10) 適切なサービス提供のための取組

- ア 設備保守管理・警備・清掃業務委託業者との定例会議の実施
- イ 総合受付案内業務委託業者との定例会議・研修の実施
- ウ管理部職員定例会議の実施

- エ 意見箱の設置及び利用者意見の施設運営・管理への反映
- オ 交流館ホームページの掲載
- カ 会議室使用情報の電光掲示板への表示等、広報活動の推進

(11) 桂坂野鳥遊園の運営管理

- ア 桂坂野鳥遊園地元協議会の運営
- イものづくり体験館の運営及び一般体験事業・特別体験講座の実施
- ウ 地域住民交流事業の実施
- エもみじまつりの開催
- オ 施設の整備・保全
- カ ホームページによるPRの強化
- キ 関係機関との連携